

数理・データサイエンス・A I 教育プログラム履修規程

規程番号 規-教-15

制定：令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・A I 教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）の履修について必要な事項を定めるものとする。

(本教育プログラムの目的)

第2条 本教育プログラムは、学生の数理・データサイエンス・A I への関心を高め、及び数理・データサイエンス・A I を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成するとともに、数理・データサイエンス・A I に関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(リテラシーレベルの履修科目等)

第3条 本教育プログラムのリテラシーレベルの対象科目は、別表のとおりとする。

(履修対象者)

第4条 本教育プログラムを履修することができる者は、本科に在籍する学生（聴講生及び科目等履修生を除く。以下「学生」という。）とする。

(履修方法)

第5条 本教育プログラムは、学生が第3条の授業科目を履修することをもって履修とする。

(修了要件)

第6条 本教育プログラムの修了要件は、学生が第3条の授業科目の単位を修得することとする。

(修了の認定)

第7条 本教育プログラムの修了の認定は、教務主事（教育）の報告に基づき校長が行う。教務主事（教育）は、当該報告の前に、進級認定会議の審議において前条の修得が認定されたことを確認するものとする。

(修了証明書の交付)

第8条 第6条の修了要件を満たした学生には、願い出により修了証明書（様式第1号）を交付することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、教務委員会で協議し、校務運営会議の議を経て定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年度の第1学年に入学した者から適用する。

別表

数理・データサイエンス・AI教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目

学科	本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目
機械工学科	
電気工学科	
電子工学科	情報基礎（2単位、学修単位I）
応用化学科	
都市工学科	

様式第1号（第8条関係）

証第 号
修了証明書
名前
年 月 日生
あなたは、神戸市立工業高等専門学校において「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」を修了したことを証明します。
年 月 日
神戸市立工業高等専門学校長